

## 厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

### 1 改正理由

令和4年6月17日に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、その中で、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることや、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化のため、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」）が改正され、審査項目省略制度の規模が縮小されることや、建築物の省エネ基準適合の全面義務化により、確認審査等の業務量が増加するため、厚木市建築関係手数料条例の一部を改正するものです。

※ 建築基準法、建築物省エネ法の改正施行日 令和7年4月1日

### 2 改正内容

- (1) 建築基準法の改正により審査項目省略制度の規模が縮小されるため、それに伴う審査時間の増加分を考慮した手数料金額に県下で統一します。また、構造計算の対象規模が変更されたことに伴い実態に即した手数料金額の構成に県下で統一します。
- (2) 建築物省エネ法の改正により、原則全ての建築物の建築に省エネ基準への適合を義務付けることとなったため、住宅について県下で統一した手数料を新しく追加するものです。
- (3) その他文言の整理

※手数料の算定方法に関しては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」への対応検討会（平成11年7月）において、国から示された手数料算定の考え方に基づいたものです。

### 3 施行日

令和7年4月1日

### 4 条例改正のスケジュール

- (1) 経営戦略調整会議（12/10）
- (2) 経営戦略会議（12/17）
- (3) 例規審査会（1/下旬）
- (4) 2月定例会議に提案（2/20）
- (5) 改正条例の施行予定日 令和7年4月1日

### 5 周知について

窓口掲示、市ホームページへの掲載、関係団体へ送付など

## 6 その他

市民参加手続については、法令で定められる基準の変更に伴う条例改正であることから、厚木市市民参加条例（平成 24 年厚木市条例第 1 号）第 6 条第 7 項第 4 号の規定に基づき省略します。

条例改正概要
 ※金額、改正内容共に県下統一

(1) 建築基準法における確認申請手数料

【現行】

|         |        |        |         |         |      |
|---------|--------|--------|---------|---------|------|
| 床面積 (㎡) | ～30    | 30～100 | 100～200 | 200～500 | 500～ |
| 手数料 (円) | 10,000 | 18,000 | 28,000  | 36,000  | 変更なし |

建築基準法(確認申請の査特例)の改正により500㎡以下の建築物に対する手数料の増加。

建築基準法(構造審査)の改正により面積区分の追加。

【改定後】

|         |        |        |         |         |         |      |
|---------|--------|--------|---------|---------|---------|------|
| 床面積 (㎡) | ～30    | 30～100 | 100～200 | 200～300 | 300～500 | 500～ |
| 手数料 (円) | 15,000 | 28,000 | 43,000  | 48,000  | 55,000  | 変更なし |

※中間検査手数料、完了検査手数料も同様に500㎡以下の金額を増加し、300㎡の区分を追加。

(2) 建築物省エネ法における適合性判定手数料

【現行】

・非住宅のみ対象

【改定後】

建築物省エネ法の改正により住宅に対する適合性判定手数料の追加。

|         |            |      |
|---------|------------|------|
| 床面積 (㎡) | ～200       | 200～ |
| 一戸建ての住宅 | 計算方法によって変動 |      |

|               |       |            |             |        |
|---------------|-------|------------|-------------|--------|
| 床面積 (㎡)       | ～300  | 300～2,000  | 2,000～5,000 | 5,000～ |
| 一戸建ての住宅<br>以外 | 住宅部分  | 計算方法によって変動 |             |        |
|               | 非住宅部分 | 計算方法によって変動 |             |        |

(3) 建築物省エネ法における計算方法の新設による手数料の追加

| 計算方法 |          |    |
|------|----------|----|
| 住宅   | 住宅性能評価書等 | 既存 |
|      | 仕様基準     | 既存 |
|      | 仕様・計算併用法 | 新設 |
|      | 標準計算法    | 既存 |
| 非住宅  | モデル建物法   | 既存 |
|      | 標準入力法    | 既存 |

計算方法の新設による申請手数料の追加。これに伴い低炭素建築物認定、建築物省エネ法における性能向上計画認定にも同様に申請手数料の追加。

## 建築基準法(確認申請の審査特例)について

### 【現行】

| 木造   | ～200㎡ | ～500㎡ | 500㎡超え |
|------|-------|-------|--------|
| 階数3～ | ○     | ○     | ○      |
| 階数2  | ×     | ×     | ○      |
| 階数1  | ×     | ×     | ○      |

※×は審査省略

| 木造以外 | ～200㎡ | ～500㎡ | 500㎡超え |
|------|-------|-------|--------|
| 階数3～ | ○     | ○     | ○      |
| 階数2  | ○     | ○     | ○      |
| 階数1  | ×     | ○     | ○      |

※×は審査省略



### 【改正後】

| 木造・木造以外 | ～200㎡ | ～500㎡ | 500㎡超え |
|---------|-------|-------|--------|
| 階数3～    | ○     | ○     | ○      |
| 階数2     | ○     | ○     | ○      |
| 階数1     | ×     | ○     | ○      |

※×は審査省略

改正理由：一定規模以下の建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には建築確認・検査において構造規定などの一部の審査が省略される特例制度（「審査省略制度」）が設けられている。（第6条の4）

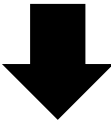
省エネ基準への適合や、省エネ化に伴い重量化する建築物に対応する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して整備・取得できる環境を整備する必要がある。

解説：本改正によって審査省略制度の対象規模が改正される。構造計算等の審査対象となる規模が拡大され、500㎡以下の建築物に対する審査時間が増加する。そのため手数料条例における金額も変更される。

建築基準法(構造審査)について

【現行】

|              |                   |                        |         |
|--------------|-------------------|------------------------|---------|
| 木造・木造以外      | 高さ13m以下<br>軒高9m以下 | 高さ13m超え60m以下<br>軒高9m超え | 60m超え   |
| 階数4～         | 許容応力度計算           | 許容応力度計算、保有水平耐力計算       | 時刻歴応答解析 |
| 階数3          |                   |                        |         |
| 階数2 (500㎡超え) |                   |                        |         |
| 階数2 (500㎡以下) | 仕様規定              |                        |         |
| 階数1 (500㎡超え) | 許容応力度計算           |                        |         |
| 階数1 (500㎡以下) | 仕様規定              |                        |         |



【改正後】

|              |         |                  |         |
|--------------|---------|------------------|---------|
| 木造・木造以外      | 高さ16m以下 | 高さ16m超え60m以下     | 60m超え   |
| 階数4～         | 許容応力度計算 | 許容応力度計算、保有水平耐力計算 | 時刻歴応答解析 |
| 階数3          |         |                  |         |
| 階数2 (300㎡超え) |         |                  |         |
| 階数2 (300㎡以下) | 仕様規定    |                  |         |
| 階数1 (300㎡超え) | 許容応力度計算 |                  |         |
| 階数1 (300㎡以下) | 仕様規定    |                  |         |

仕様規定：建築基準法第20条第1項第4号。構造計算無し。

許容応力度計算：建築基準法第20条第1項第3号イ。簡易な構造計算。

保有水平耐力計算：建築基準法第20条第1項第2号イ。高度な構造計算。

時刻歴応答解析：建築基準法第20条第1項第1号。大臣認定。

↓  
難

改正理由：近年の建築物の断熱性向上等により階高を高くした建築物のニーズが高まっている。一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模については、安全性の検証の結果、高さ13m超え又は軒高9m超えから、4階建て以上又は高さ16m超えに見直された（H30法改正）。それに伴い、建築基準法における高度な構造計算が必要な高さを16m超えとし、簡易な構造計算が必要となる規模を300㎡超えとする。

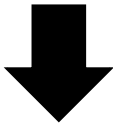
解説：本改正によって構造計算の対象規模が変更される。高さについては緩和、面積については規制が厳しくなる。構造計算が必要な面積が500㎡超えから300㎡超えへと対象が拡大されたため、手数料条例における面積区分も変更される。

建築物省エネ法（適合性判定制度）について

【現行】

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 非住宅    | ～300㎡ | 300㎡超え |
| 階数制限なし | ×     | ○      |

※×は省エネ適判不要



【改正後】

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 住宅・非住宅 | ～200㎡ | 200㎡超え |
| 階数3～   | ○     | ○      |
| 階数2    | ○     | ○      |
| 階数1    | ×     | ○      |

※×は省エネ適判不要

改正理由：現行法では、中・大規模（300㎡以上）の非住宅の新築、増改築に対して省エネ適判を課している。基準適合義務の対象外である中・大規模（300㎡以上）の住宅の新築等に対しては、所管行政庁への届出義務を課している。

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向け、建築物分野においても、省エネ対策の取組を一層進める必要性があり、住宅や小規模な建築物を含め、省エネ性能を確保することが求められている。

解説：本改正によって省エネ適判が必要な規模・用途が変更される。住宅・非住宅ともに階数2以上又は200㎡を超えると省エネ適判の対象になる。この改正に伴い、手数料条例における住宅部分の金額の追加を行う。

補足：令和5年10月11日発出の「建築物のエネルギー消費性能の算定に係る運用について（技術的助言）」において仕様・計算併用法が可能になったため、その金額を追加する。

| 省エネ性能評価ルート |      | 一次エネルギー消費量 |      | 全ての組み合わせが計算可能になった。 |
|------------|------|------------|------|--------------------|
|            |      | 性能基準       | 仕様基準 |                    |
| 外皮性能       | 性能基準 | ○          | 新設   |                    |
|            | 仕様基準 | 新設         | ○    |                    |